

令和5年3月2日

亀井委員

それでは、よろしく願いいたします。まずは、前回もちょっと確認させていただいたと思いますけれども、まず神奈川県水道広域化推進プラン（案）が今回出されていて、それについて何点かお聞きをしていきたいなと思います。特に三浦市の水道事業に関する取組内容について、また記載がありますそれについて何点か確認をさせていただきたいと思います。

まず、今回のプランにおいて、三浦市の水道事業に関する広域連携、どのようになっているのか、確認させていただいていいですか。

土地水資源対策課水政室長

三浦市には独自の水源がなく、横須賀市に水源を依存していることから、県東部圏域に位置づけられている県企業庁、横浜市、川崎市、横須賀市及び神奈川県内広域水道企業団による取組を通じて安定した水源の確保を維持することとしております。また、広域連携方策のうち、業務の共同化として、資機材、委託、システム等の共同発注などによる業務の効率化を図るため仕様の統一やシステム等の更新時期の調整について検討することとしております。さらに、将来的に経営の一体化や事業統合の可能性についても検討することとしております。

亀井委員

分かりました。三浦市は、多分連携取ってくださっているもので、確認なんですけれども、このプラン内容について三浦市はどのように考えているか。土地水資源対策課水政室長、お願いします。

土地水資源対策課水政室長

プランの策定に当たりましては、三浦市からは事業統合についてもプランに記載してほしいとの意向がございました。当初から示されています。この意向も踏まえて、県では将来的に経営の一体化や事業統合の可能性についても検討することをプランの素案に位置づけ、昨年11月に市町村長宛てにプランの素案に対する意見照会を行いました。また、本年1月に開催した水道事業広域連携調整会議においてもプランの案に対する各水道事業者の御意見を伺っております。いずれにおきましても、プランの内容について三浦市に御賛同いただいているところでございます。

亀井委員

今、室長がお答えいただいたと思うんですが、プランでは将来的に事業統合の可能性についてということを検討するということなんですけれども、これ将来的にというふうな言葉がありましたけれども、それはなぜですか。

土地水資源対策課水政室長

事業統合については、財政基盤が異なることから事業者間の公平性を保つことが課題となりまして、それぞれの経営が健全であることが前提となります。三浦市水道事業は令和元年度から資金不足が生じており、統合の議論を進めるには何よりもまず経営の安定化を図ることが必要となります。事業統合の検討は、三浦市水道ビジョン計画期間における健全化の取組により、経営の立て直しを図った上で、さらに安全で良質な水の安定供給をより確かなものにするた

めの次のステップと捉えております。このため、プランでは将来的に事業統合の可能性についても検討という掲載になっております。

亀井委員

今室長の御答弁で、令和元年から資金不足が続いているということで、これは多分収支に関しても、これは一般財源から繰入れが生じちゃっていて、水道会計だけで賄っていないというふうな、そのようなやっぱり状態になっちゃっているなというふうに私も把握しているんですけど、これは今水道料金とかは上げるような話になっているんですけども、今後どのように改善していくということを私たちは把握しておけばよろしいですか。

土地水資源対策課水政室長

水道事業の広域化については、多様な広域連携がございます。まずは、三浦市の水道事業の経営の安定化を見届けた上で、次のステップとして事業統合というものがございます。ただ、それを待つのではなくて、可能なところから、例えば業務の共同化ということで先ほど答弁させていただきましたが、資機材の共同化とか、そういったところから進めながら検討を進めていくということを考えております。

亀井委員

室長から頂いたこの三浦市水道ビジョンの概要版というところに、水道料金が平成30年から令和2年まではそういうふうな検討会を踏まえた上で、水道料金が現在の2.7倍を超えるというふうな試算もあるような話なんですね。これは三浦市の人口がすごく減ってますし、少子高齢化がどこよりも進んじやっているというふうなこともあって、なかなか労働人口があまり増えることが見込まれないという部分もあるんだなというふうに思うんですけども、先ほど私申し上げた水道料金が結構これから上げていくという話なんんですけども、今の話を踏まえると、水道料金2.7倍という話は非常に本当に大丈夫なのかなというふうなことがあるんですけども、先ほどの話に戻ってしまいますけれども、将来的にというのは、今の状態を踏まえた上で大体どのぐらいのところを見ていけばよろしいんですか。

土地水資源対策課水政室長

将来的にというものは、まず三浦市が水道ビジョン、今委員からお話あったとおり、将来構想ということで三浦市水道ビジョン、令和3年から12年度までの計画期間になっておりますので、この令和12年度において三浦市が経営が健全になっているかどうかという確認、見届ける必要があるというふうに考えております。そうした上で、次のステップに進めていくのかなというふうに考えております。

亀井委員

これしつこいようですけども、水道料金が大体20立方メートル当たり3,113円、これ令和4年7月1日に3,432円に上がるという話、上がったということで、大体令和6年4月1日には3,927円になるらしいんですけども、これはどのぐらいまで市民の皆さんに負担していただくような状況が続くんでしょうか。

土地水資源対策課水政室長

今把握している段階では、令和6年4月に2回目の値上げということで3,927円になるというふうに予定されておまして、その分につきましては、また経営の改善の三浦市の水道事業の進み具合、あるいはその人口減少の進み具合と

ということがありますので、この辺りは、先の見通しは立たないんですけれども、今のところは26%というふうに捉えております。

亀井委員

分かりました。広域化については、ちょっと時間かかるなと私も思っているし、明確に、なかなか難しいことだし、時間がたつたときにほかの水道企業団、事業者のほう、どのような形になっているか分からないので何とも言えないなとは思っている。でも、前向きにぜひ取り組んでいただきたいなど。三浦市の悲願でもあると思うので、ぜひお願いしたいなと思います。

また、広域化の観点からちょっと違うんですけれども、三浦市の、こないだも話したかもしれませんが、下水道事業は来年度から多分コンセッション方式で試行的に進めていくというふうな話で、新聞報道にもあるようなんですけれども、これ水道のほうも、例えばコンセッションとかPFIとか、広域化とはちょっと違うけれども、そのような観点での考え方とか、そういうのはないですか。

土地水資源対策課水政室長

包括委託の検討において、その前提となるのがやはり経営の安定化が重要だというふうに思います。経営の安定化を図る取組を進めていく必要があると思われまます。ただ、その事業者が包括委託あるいはPFIを希望する場合におきましては、先行している事業者の事例を横展開させていただきながら我々のほうで支援をしていくと、そういったことを考えております。

亀井委員

分かりました。三浦市がどういうスタンスでいるかということが、下水道事業においてはできても水道事業では強制じゃないという話もあるので、なかなか企業が手を挙げないという厳しい状況にもあるかなとは思っています。分かりました。その辺のところも視野に入れながらという話、ぜひまたこれも広域化については前向きに御検討いただければと思います。

次ですけれども、次は、現在、県内米軍基地をめぐる状況として、在日米軍基地におけるPFOS等の安全管理についてということで、もうこれ先行会派のほうでももう何件か御質問があつての話なので、再確認という話になってしまいますけれども、地元の話でもあるので、もう一回ちょっと確認をさせていただきたいと思っておりますが。

今までも話が出ましたように、流動活性炭フィルターを用いてのやはりPFOSの除去ですとか、あとはこのフィルターに関しては一般的に沖縄県で使われているという話もあつたり、あとPFOSの濃度、数値が出ているので、それほど健康には影響ないのかなとは思っておるんですけれども、その中で、現在入手しているそういう情報を踏まえると、県として横須賀基地におけるPFOSの流出原因、これもう一回再度教えていただきたいんですけれども、その原因をどのように考えていますか。

基地対策課長

まず、流出原因については、米軍のほうでその原因を調査しているというところがございます、現在、原因がまだ不明となっております。その上でですけれども、現在いろいろ測定した数値とかという情報がありまして、そちらのほうを踏まえますと、例えば12月23日に採取したデータというものでいきますと、排水処理施設の入り口のほうでは最大で22.4ナノグラムパーリットルと

いう値なんですけれども、22.4 という値がありまして、それが活性炭フィルターで今浄化するというをやっているんですけれども、この通過する前の排水処理施設を通過してまだフィルターで浄化する前の値というものがあるんですけれども、こちらが 335 という値になりまして、フィルターで浄化すると 7.3 という形に減っていると。要は、最初が 22.4 あったのが排水処理施設を経由すると 335 になって、335 で浄化すると 7.3 に減るといような形になりますんで、値の推移を踏まえまして排水処理施設を経由することで P F O S の濃度が一旦上がっているというところもございまして、原因としては排水処理施設内にあるということも考えられると思っております。そして、米軍のほうも排水処理施設内の汚泥の除去を行うなど、排水処理施設内に原因があることも踏まえた対応、可能性も踏まえて対応を取っているというふうに受け止めております。

一方で、排水処理施設への P F O S を含む海水の流入というのは、高い値ではないんですけれども、例えば 22.4 というような値で、なくはないということで、依然として続いているという状況がございまして、排水処理施設の外に何かしらの原因があるということも考えられると思っております。それで、米軍のほうも排水処理施設の外のほうも調査しているというようところがございまして、排水処理施設の外が原因であるという可能性も踏まえた対応を米軍は取っているということであると排水処理施設の中なのか外なのかということも踏まえて、原因について現時点で断定的な形で帰属することは難しいのかなというふうに考えております。

亀井委員

そうすると、フィルターを通る前と通る後の話なんで、汚泥の話に結びつくかなとは思いますが。それは排水施設内の話で、施設外だとそれでも値は高くはないとはいえ、やっぱりある一定の数値は検出されているので、それについては米軍はどのように考えている、どう対応しているのか。

基地対策課長

米軍のほうは、排水処理施設の外のほうについても調査を行っておりまして、そちらのほうについては全部で 22 か所、外の調査ポイントみたいなところがございまして、そちらのほうで調査をしたりということで、外についての調査を行っているというところなんです。ただ、米軍のほうに、直近の話としては横須賀基地というのは広い施設なんで、なかなか原因の特定は難しいんだというようなお話もございまして、そちらについての原因の特定にはまだ至っていないということもございまして。

亀井委員

今 22 か所といたら、例えばどういうところなんですか。

基地対策部長

22 か所というのは、基地の中で排水が一定程度集まってくるようなポイント 22 か所というところの調査をしていると伺っております。当然、そこである程度場所を絞り込んで、そこからさらに調査をしていくということが推測されますけれども、まだ今のところ原因が特定されたという情報はございません。

亀井委員

分かりました。そうすると、今後、改めて P F O S と、P F O A もそうでしょうけど、県として今後どのように取り組んでいきますか。

## 基地対策部長

現時点で、2つのポイントになると思っております、1つは活性炭フィルターを通した水の状況といたしましては、目標値を下回っているということで、原因不明の状況ではありますけれども、基地から外に流れていく水の対策というのは一定程度できているのかなど。ということは、まずこの状況、この活性炭フィルターによる対策というのは継続していただくということが大切だと思います。それから、あわせて、現時点では安全であったとしても、周辺の状況についてもある程度の監視体制というのは必要なのかなというふうに考えております。それは防衛省のほうに引き続き求めていきたいというふうに考えております。

もう1つは、依然として原因が不明であるということでございます。これは、まず当面の取組といたしましては、在日米海軍司令官も知事との意見交換会の中で原因を究明していきたいということをおっしゃっていただいておりますので、国を通じて最終的に原因を究明していただいて、その原因に応じた対策、例えば汚染がどこかにたまっているのであればそれを除去していただくとか、そういった対策を確実に取っていただくということがあると思います。

さらに、長期的な対策も必要なのかなど。これは米軍基地に限ったことではないんですけれども、既に日本政府ではPFOS・PFOAの製造使用を禁止しているにもかかわらず、日本の各地でPFOS・PFOAが検出をされている。今回の米軍基地、泡消火剤の交換が終わったという状況ではございますけれども、それがじゃ今後、過去に流出したり使用されたものが影響を及ぼしていかないのかどうかについては長期的に見ていく必要があるだろうというふうに考えておりますので、それはどういう形でモニタリング体制を取っていくのか、そして仮に米軍基地に由来するものが分かった場合にはどういう対策を取っていくのか、これは現在日本国内の基地の外のものも含めてどういう対策を取っていくのかということをお国において検討しているというふうに伺っておりますので、そういった日本の検討状況と併せて米側の対応を求めていく、これはまた今後の課題だろうというふうに思っております。

## 亀井委員

ちょっと今のお話の中で、モニタリング体制の話になっていると思うんですけれども、1つだけちょっと付け加えて質問させてもらいたいんですけれども、今私がお話ししたのはPFOSとかPFOAの話なんです。そこでフィルターを通す前と通した後という話とか、あとは浄化槽、浄化施設の中なのか外なのかという話をちょっと重点的にお話ししたんですけども、PFASの中にはPFOAとか、あとPFOS以外の発がん性物質はいろいろあるわけですよ。PFASの中にはPFOSとかPFOA以外に発がん性物質が幾つかあって、モニタリング体制とおっしゃっていたので、だったらほかの発がん性物質に関してのそういうふうな調査というか、そういうことは別にしなくていいですか。このフィルタリングを通せばもう全部オーケーと思って安心してよろしいんですか。

## 基地対策部長

PFASについては、今国際的に規制が進んでおまして、特に米国における取組が進んでおります。日本が指定している物質以外のPFASについても今研究検討が進んでおまして、規制を強化するという方向であるということ

をバイデン政権がうたっております。また、米軍基地についても、各地の汚染の状況などを調査をして、対象施設 700 施設とされておりますけれども、これについて調査を行い、今後、その除去の方法などの検討をしていくとしております。

そうした国際的な状況、それから日本国内で環境省が今専門家の会議を招集いたしましたして、今後規制の強化の方向で検討しているということでございます。日本国内で規制しない物質を私どもの立場で米軍に規制しろとかモニタリングしろというのは、なかなかこれは難しい面がございますので、今後の日本国内外の規制の動向を踏まえまして、最新の状況に応じて対策を取っていただけるように国に対して求めていきたいと、このように考えております。

亀井委員

分かりました。ぜひそういう方向性で。やっぱり県民、市民の安全・安心が第一ですから、そこを踏まえた上での対応をお願いしたいと思います。

では、次、ちょっと質問を変えて、今回の常任委員会にも令和 5 年度税制改正案の概要についての報告がありまして、報告項目には入っていませんけれども、税制制度に関する今年の大きな動きとして、10 月から導入される消費税のインボイス制度、非常に多くの事業者の方に影響を与えるものであると私も思っておりますので、制度の円滑な導入といった観点から、このインボイス制度について何点か伺っていききたいと思います。

まず、このインボイス制度の概要とインボイスを発行するための手続について確認させていただいていいですか。

税制企画課長

インボイス制度は、正式には適格請求書等保存方式といいます。消費税の納税義務者は売上げに係る消費税から仕入れに係る消費税を控除した額を納税することとされておりますが、インボイス制度はこの仕入れに係る消費税額を正確に把握するために導入されるものでございます。この制度が導入されますと、商品の買手の方が消費税の仕入れ税額控除を受けるためには売手の方が発行する適格請求書、いわゆるインボイスの保存が必要となります。そして、インボイスは全ての事業者が発行するわけではなく、事前に適格請求書発行事業者として登録を受けた方のみが発行できる仕組みとなっております。制度が始まる本年 10 月から適格請求書発行事業者となるためには、原則として 3 月末までに登録申請をすることが必要とされているところでございます。

亀井委員

これちょっと何か図を見ながら話しないとなかなか分かりにくいですがけれども、昨今の新聞報道でも、今課長おっしゃったように 3 月末までに登録申請するという話が必要だというのはだんだん緩和されてきているんですけども、現在の登録状況というのはちなみにどのぐらいですか。

税制企画課長

国税庁が公表している登録事業者に関する情報を基に民間調査会社である東京商工リサーチが分析したところによりますと、昨年 12 月末現在の登録件数は約 200 万件、登録率は 51.5%となっております。これを法人と個人事業主に区分いたしますと法人の登録率は 80.8%になっている一方で、個人事業主の方の登録率は 23.7%となっております。

亀井委員

これ本県だとどうなのですか。

税制企画課長

同じく東京商工リサーチの分析によりますと、個人事業主については、個人情報保護の観点から分析がなされていないため、本県の登録状況は分かりませんが、一方、法人につきましては都道府県別の数字が公表されておりまして、本県の登録件数は約9万件で、登録率は79.86%とほぼ全国平均並みとなっております。

亀井委員

個人事業主、法人が全国的には法人が80.8%、個人が23.7%ですごく乖離があって、個人のやっぱり登録率は低いなと思うんですけども、それ原因は何ですか。

税制企画課長

考えられるものとしましては、適格請求書発行事業者に登録をしますと、課税事業者として消費税の申告が必要となりますので、これまで免税事業者であった小規模事業者の方につきましては、新たに税負担や事務負担が生じることから登録にちゅうちょされる方が多くいらっしゃるのではないかとというふうに考えております。

亀井委員

免税事業者が多分課税事業者になるという話で、ハードルが高いのかなというのが1つと、あと多分知らないというか分からない、この制度自体分かっていないというか、まだまだ周知が足りないのかなというふうに思います。このような中、今回の税制改正で新たな負担軽減措置とか、登録手続の見直しというものが行われたと承知をしているんですけども、その辺をちょっと教えていただいてもいいですか。

税制企画課長

今回の税制改正では、委員からお話がありましたとおり、新たな負担軽減措置と登録手続の見直しが行われております。まず、負担軽減措置としましては、これまで課税売上げが1,000万円以下で消費税の納税義務がなかった事業者の方が新たに適格請求書発行事業者となり、消費税の納税が必要となった場合に納税額を売上げ税額の2割とする負担軽減措置を3年間講じることとされました。また、課税売上げが1億円以下の事業者の方が行う1万円以下の取引については、インボイスの保存がなくても仕入れ税額控除を可能とする措置を6年間講じることとされました。

次に、登録手続に関してですが、先ほど申し上げたとおり、制度が始まる今年10月から適格請求書発行事業者となるためには、原則として3月末までに登録申請を行わなければなりません。4月以降であっても申請書に3月までの困難な事情を記載すれば10月1日に登録したものとみなす措置が設けられておりました。この措置が見直されまして、申請書に困難な事情の記載を求めることはせずに4月以降も登録申請を可能とする対応を行うこととされております。

亀井委員

分かりました。少し細かい話をお聞きするんですけども、インボイスに関しては、多分分かっていない、私もちょっと分からないのでお聞きするんですけども、定まった様式があって、その様式に対してしっかりと作成しなければ

ばいけないとかという、そういうルールはあるんですか。

税制企画課長

インボイスは決められた様式があるわけではなく、適格請求書発行事業者の登録番号のほか、税率ごとに区分した商品だとかの対価の額と消費税額、こういった必要な事項を記載したものがあれば名称問わずインボイスに該当します。したがって、現在、事業者の方が使用している請求書などに項目を追加していただくといった対応も可能でございます。

亀井委員

ただ、そういうことを御存じない個人事業主さんもいるんじゃないかなと思うんです。あとは、例えば売上げ先、だから要するに物を売る人たちなんですけれども、その売る人たちに、売る人というか、その売上げ先に対して交付している全ての書類、請求書とかいろいろありますけれども、全ての請求書に対して、要するにインボイスを整える必要というのがありますか。

税制企画課長

売上げ先が免税事業者の場合などにつきましては、インボイスが不要になりますので、今委員がおっしゃった売上げに係る全ての書類をインボイスに対応しなくてはならないというわけではございません。インボイスに対応するかどうかは個々の取引に応じて事業者の方が任意に決めることができるものとなっております。

亀井委員

インボイス制度がスタートすると言われてもう何年かたっておりまして、もう2年、3年前に、実は消費税の軽減税率8%の議論の中でインボイス制度の話が浮上してきたと私は記憶しているんですけれども、これは消費税において8%と10%という2種類のやっぱり税率があって、それが原因で、要するにインボイスみたいな面倒くさいことやらなければいけないんだとかという、結構そういうふうに言われることがあるんです。それは今回一つのきっかけとか、短所になっているのかなと思うんですけれども、それについて課長、どのように考えていらっしゃいますか。

税制企画課長

現在の仕組みとしまして、売手側に請求書の交付義務や写しの保存義務というものがありませんので、例えば売手側が8%の消費税で売ったものを買手側が10%の消費税で仕入れ税額控除すると、こういった事例が仮にあったとしても、税務署は消費税の申告が正しくなされているかを確認することが困難な仕組みとなっております。インボイス制度が導入されますと、売手側に請求書、つまりインボイスの交付保存が義務づけられますので、税務署が仕入れ税額を正確に確認することが可能となります。消費税が10%の単一の税率であれば売手側と買手側の税率が食い違うということは生じませんので、そうした意味で消費税が複数税率になったことをきっかけにインボイス制度が導入されたと考えております。

亀井委員

そうですね。これも図がないと分からないけれども、売手側と買手側の話で、売手側は8%で売っているんだけど買手側が10%で買ったよみたいな話になると、ごまかしができちゃう、やっぱり。その差だけちょっとごまかせるという可能性が出てくる、危険性が出てきちゃうんで、インボイスを整えておい



たほうが絶対いいという話なのと、また単一税率でも買う金額と売る金額はおのずとして違うので、その税率の引き算をしたところでやっぱり差が出てくることは確かに出てくるんです。正確な数字を残したいと、それを把握したいということであれば、別にそれは税率が複数税率じゃなかったとしてもやらなければいけないことかなと思いますので、そういうことも踏まえて、ぜひ分かりやすく住民の皆さんにお伝えをしていただければなというふうに思います。

あと、最後ですけれども、インボイス制度は国税である消費税に関する制度なんです、消費税率10%といったうちの、例えば2.2%は地方消費税となっている、さすがもうもっともそうになっているんですが、正直、非常に貴重な財源であるということは言うまでもないです。県としても、このインボイス制度の円滑な導入に向けて主体的に取り組む必要があると思いますけれども、今後の対応について、最後お尋ねしたいと思います。

税制企画課長

委員御指摘のとおり、地方消費税は地方団体にとって貴重な財源となっており、税収の3分の1を占める主要税目でありますので、県といたしましても、主体的にインボイス制度の周知広報を行っていく必要があると考えております。現在、県では、ホームページや県のたよりといった広報媒体を活用した周知を行っているほか、産業労働局におきましては商工会をはじめとした支援機関においてセミナー等を実施するとともに、中小企業からの相談に対応できるよう体制の強化をしていると承知しております。

また、本年1月には神奈川産業振興センターにインボイス制度特別相談窓口を設置しまして、県内の中小企業、小規模事業者の方からの相談を受け付けております。今後も、こうした周知・広報や相談受付を継続して行い、制度の円滑な導入に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

亀井委員

分かりました。ぜひ、より分かりやすく県民の皆さんに伝わるよう、あと、法人と、先ほど個人との比較で登録率も個人は全然まだだと思うんで、ぜひその辺のところの周知をお願いしたい。

続きまして、E S G債についてちょっとお聞きしたいなと思っています。

県債の発行に当たっては、その規模や活用目的だけでなく、発行方法についてもできる限りの工夫をする必要があると考えておりますが、近年、自治体においても、環境、社会、ガバナンスに対する債券の発行、いわゆるE S G債の活用が増えてきています。こうした債券の発行は、今後の地方自治体の資金調達面で大変重要なものであると私も考えておりますので、そこで、神奈川県におけるE S G債の発行について何点か確認をさせていただければと思っています。

まず、そもそもE S G債というのはどういうものか確認をさせていただいていいですか。

資金・公営事業組合担当課長

E S G債でございますけれども、Eは環境でございます、E n v i r o n m e n t、環境、SはS o c i a l、社会で、ガバナンスということで、一般的にE S G債とは環境改善や社会貢献など、資金調達と発行体のS D G sの取組を推進するための事業に充当される債券のことをいいます。S D G s債と表記されている場合もあると思うんです。E S G債でございますけれども、主に

3つに分類されています。環境問題の解決に資する事業の資金調達を行うグリーンボンド、また社会的課題の解決に資する事業の資金調達を行うソーシャルボンド、そして今申し上げましたグリーンとソーシャルの両方の性格を併せ持つサステナビリティボンドがございます。いずれも、通常債券と異なりまして、市場から資金調達をする前に資金の使途、あとプロジェクトの選定、評価プロセス、資金の管理などに関する情報について発行概要、いわゆるフレームワークとして投資家に開示することや、フレームワークが環境省のガイドラインや国際基準に準拠しているのか認証機関の認証を受けることが望ましいとされています。

これは、購入を検討する投資家様にESG債として分類される債権であるということを御確認いただいて投資いただく、このために必要なことというふうになってございます。

亀井委員

本県においては、ESG債のうち、グリーンボンドを発行していることを承知しているんですけども、本県が現在発行しているグリーンボンドの発行状況はどうなっているか、教えてください。

資金・公営事業組合担当課長

本県では、神奈川県水防災戦略における事業に活用するために、令和2年度からグリーンボンドを発行しておりまして、今年度で3年目となります。これまでの発行実績でございますが、初年度に当たる令和2年度につきましては、50億円発行しまして利率は0.02%、299億円の応募がございまして、投資表明件数は40件ございました。2年目の令和3年度は2倍に増額して100億円を発行いたしました。利率は0.001%、1,056億円の応募がございまして、投資件数は80件ございました。3年目でございますけれども、令和4年度でございます。さらに増額いたしまして110億円を発行いたしました。利率は0.2%、970億円の応募がございまして、投資表明件数は150件ございました。

このように、本県の取組に御賛同いただいた投資家から非常に好評で、グリーンボンドの発行により新たな投資家の獲得が進み、これを拡大できたものと認識しております。

亀井委員

本県のグリーンボンド、大変好評だなと今の数字からも思います。それで、水防災戦略の話があったんですが、その水防災戦略の改定を迎える中で、今後はどのようにこのグリーンボンド取り組んでいきますか。

資金・公営事業組合担当課長

本県のグリーンボンドでございますけれども、現行の水防災戦略における事業に活用するために発行しておりますので、令和5年度以降の対応については未定でございました。しかし、本県のグリーンボンド、投資家からも好評であるため、投資家から今後も継続してほしいという意見も多く聞いております。また、水防災戦略につきましては、改定に向けて新たな計画案が防災警察常任委員会等に報告されてございます。これまで水防災戦略で定められた4つの分類にグリーンボンドを充当してきたところでございますけれども、改定された水防災戦略においてどのような分野に充当していくのか今後検討していく必要があるんですが、いずれにいたしましても今後も継続して発行していきたいと考えてございます。

亀井委員

今後も継続して発行だということで、この内容と同じで考えていますか。

資金・公営事業組合担当課長

現在、グリーンボンドを活用する4つの分野としては、河川の緊急対応、あと遊水地や流路のボトルネックの箇所等の整備、海岸保全等施設の整備、土砂災害防止施設の整備という4つの分野で活用させていただいてございます。気候変動により災害が発生するということ防止するという観点での活用でございまして、その内容を今後広げていくのかという点につきましては検討させていただきたいと思っております。

亀井委員

規模的にはどのぐらいのことを考えていますか。

資金・公営事業組合担当課長

今110億円の発行規模でございまして、令和5年度につきましても同規模の発行規模を確保したいというふうには考えてございます。

亀井委員

一方で、ESG債のうち、グリーンボンド以外のソーシャルボンドやサステナビリティボンドの発行を行う自治体も今増えてきているんです。そのような中で、ソーシャルボンドについて本県としてはどのように考えていますか。

資金・公営事業組合担当課長

ソーシャルボンドでございまして、金融庁がソーシャルボンドガイドラインを定めてございます。この中で、ソーシャルボンドとはソーシャルプロジェクトに要する資金を調達するものとされております。ソーシャルプロジェクトとは、例えば衛生、福祉や教育など、いわゆる社会的課題の解決をするための人と物を指してございまして、環境的問題の解決する事業を用途とするグリーンボンドとは目的が異なっております。

ソーシャルプロジェクトの内容でございまして、それはESG債の発行体によってそれぞれ異なることとなります。ソーシャルプロジェクトに資金を充当することを明確にした上で、賛同する投資家に債券を購入していただいて資金調達をしていくという形になります。なお、現在、地方公共団体では東京都の都立学校の整備、このようなことに活用するためにソーシャルボンドを発行してございます。

亀井委員

このグリーンボンドやソーシャルボンドといったESG債、これ発行する場合の何か制限みたいなものはあるのでしょうか。

資金・公営事業組合担当課長

ESG債で集めた資金で自在に事業展開できるイメージがあるのですが、地方公共団体と民間事業者が同様に資金を集めた場合、資金調達の制限に違いがございまして、民間事業者であれば取組を進めるプロジェクトとして、ソフト事業も含めた多様な事業を展開するためにESG債を活用できるのでございまして、地方公共団体は地方財政法の制限がございまして、ESG債を発行する場合、市場公募の地方債として発行する必要があるため、地方債が充当できるハード事業系事業が活用の対象となりまして、その活用に制限がございまして。

亀井委員

分かりました。民間と違って地方公共団体は地財法上の制限があって、ソフト面ではなかなか、ハード面でしか使えないという話で、ですからグリーンボンドの場合も、先ほどの河川、補修とか、多分急傾斜地の崩落対策とか、そのような形で、やっぱりハード整備で使っている。神奈川県グリーンボンド、ここまで好評だということも踏まえた上で、これソーシャルボンド、今課長おっしゃったように衛生とか福祉とか教育とか、そういうような社会的課題の解決に資する事業に充てると。これは河川とかそういう急傾斜地とか、もう私もいっぱい携わっているけれども、それと同じぐらいとか、それ以上にやっぱり需要があると思うし、そういうもののハード整備について、やっぱり切望している人も県内にはいると思うんで、こういう資金が調達できればそれだけ時間的な迅速性というか、待っていただく時間も短縮できるというふうなこともあると思うんで、ソーシャルボンド、そろそろやったほうがいいかなと思っているんですけれども、神奈川県。いかがですか、東京都と同じく。

資金・公営事業組合担当課長

委員から御提案のありましたソーシャルボンドでございますけれども、現時点では、把握している限りでは幾つか課題があると考えてございます。まず、ソーシャルボンドを発行するには、対象分野を含有した包括的な計画を策定しまして、その計画の事業に活用することを明らかにした新たなフレーム案を策定することが必要となります。さらに、フレームワーク終わって第三者機関による認証を受けるのでございますけれども、この認証手続のためにフレームワークの作成に6か月程度の準備期間が必要となると。それに伴う人的コストが必要となることに加え、認証費用、これも必要となります。また、市場公募債として発行することになるため、少なくとも50億円単位での発行規模が必要となることから、発行額に見合う事業を毎年安定的に確保できるのかというような点の視点もございます。

あとは、有利な条件で発行するためには、本県の発行するESG債、参加いただく投資家、これを分散させないといった配慮も重要となってくると。そこで、本県、まずはこれまで3年間において投資家から非常に好評でございました、好評で継続することが望まれてございますグリーンボンドでございますけれども、これを安定的に発行していくことが重要と認識しているところでございます。

このような課題がございまして、それを検証した上で、今後、本県においてもソーシャルボンドを発行できるかどうか研究をしっかりとしていきたいと考えてございます。より適切な資金調達の在り方を模索したいと思います。

亀井委員

課長が前半で言った包括的な計画とか、人的なコストとか、いろんな要するに課題があるよと言ったけれども、その課題というのはグリーンボンドを発行するときも同じような課題があったので、それをやっぱり乗り越えて今グリーンボンドが発行できて、まさに好評を博しているわけです。ということは、使途的にはグリーンボンドで使う使途よりも、私としてはソーシャルボンドで使われる使途のほうが私は大きいし、県民はそっちのほうを望んでいるんじゃないかなと思うんだけど、研究というんだけど、要するに50億円の公募債、要するにソーシャルボンドを発行するとなったときの使途が分からない

て、今はそれこそ毎年のように資金不足だと神奈川県は言っているわけです。使途が分からないじゃなくて、そういうところにしっかりと当てはめられるようなものをしっかりと進んでいかなければいけないと思うんだけど、今この時点で、いかがですか。

資金・公営事業組合担当課長

本県に建設事業等に係る県債でございますけれども、ボンドという形ではなくても調達には市場公募、市場からとか、銀行とかから、あとは政府系金融機関もありますけれども、獲得をしている、確保していくことができているところでございます。ですが、例えばグリーンボンドやソーシャルボンド、ボンド系の債券を発行して、今まで以上の資金を調達できるということでは実はなくて、あらかじめ実施する事業のハード系事業の中のその中の起債対象の事業費に対して県債を発行することになりますので、先生がおっしゃられたような形でボンドでどんどん資金を調達するというのはなかなか実施事業が伴わないとできませんので、そこら辺はちょっと微妙な、失礼しました、なかなかグリーンボンドにより資金調達により事業を加速するということではないと考えてございます。

亀井委員

いや、私はだからソーシャルボンドを発行した上で、何でも使ってくれと言っているわけじゃなくて、それに当てはまったものを使うべきであって、やっぱりそのぐらいの資金調達が必要なんじゃないかなと思って発言しているわけであって、要はもうどんどん調達してどんどん使うみたいな話じゃないんですよ。だから、それはさっき言ったように今資金不足がいつも毎年のように発生している中であって、いろんなやっぱり選択肢を持っていかなければいけないんじゃないかなと思うんだけど、財政部長、どうお考えですか。

財政部長

今御提言いただきましたけれども、もともとこのグリーンボンド、こういったものは実際発行するに当たっては、委員おっしゃっているフレームワークをつくってやってきました。同じような課題というか、そういったのをクリアしてやってきました。ソーシャルボンドにつきましても、もともとやはりこれは実際に投資家の方にしっかりとこれを認めていただかないといけないというふうに思っております。ですので、やはりその辺りは証券会社と十分調整をしまして、投資家の皆さんと対話しながら発行、そういったものを検討していきたいというふうに考えてございます。

亀井委員

だから、今言ったことは分かっている。グリーンボンドを発行するときも同じような悩みを抱えていたわけです。そうでしょう。その悩みを乗り越えた上でグリーンボンドを発行したわけでしょう。だったら、それはソーシャルボンドをやらない理由づけにはならない。局長、どう思いますか。

総務局長

今委員のほうから言われたような形で、様々な財源の確保策というのが今後必要にはなってくるかと我々も思います。今回、このソーシャルボンドについても、東京都などでもこれ実施しているというようなお話がありました。こういった件を踏まえまして、しっかりとちょっともう一度検討といたしますか、研究のほうをさせていただいて、どういう形ならばベストな方法になるのかとい

ったところをきちんと整理させていただきたいと思います。

亀井委員

はい。分かりました。いろんな選択肢があって、ほかの自治体でも、グリーンボンドじゃなくてソーシャルボンドだけやっているところもあるし、サステナビリティボンドだけやっているところもあるし、いろんな形でやっぱりその用途によって違うのかもしれないし、我々の本県の置かれた地理的な要件という条件もある中であって、いろんなやっぱり研究というか、グリーンボンドだけじゃなくて、今置かれている本県の立場に立った上で、やっぱりいろんな選択肢を模索してかなければいけないなと思って発言させていただきましたので、ぜひ前向きに御検討いただいて、最後要望して質問を終わります。